

# 海外募集型企画旅行条件書

(クルーズ旅行兼用)

お申し込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。

この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

観光庁長官登録旅行業第2号  
(社)日本旅行業協会会員



## 1. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、株式会社日本旅行(以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2)旅行契約の内容・条件は、募集広告・パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面、最終旅行日程表及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。但し、海外発着のものは、当社特定海外旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社特定約款」といいます。)によります。また、日程中に3泊以上のクルーズを含む(日本発着の船舶を利用する旅行を除きます)。であって、パンフレット上にその旨を記載した旅行については当社のクルーズ船を利用するときに使用する旅行業約款(以下「当社クルーズ旅行約款」といいます。)の募集型企画旅行の部によります。特定約款とクルーズ旅行約款は第15条(お客様の解除権)のお取扱料部分以外は当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部と同内容になります。
- (3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

## 2. 旅行の申込み

- (1)(2)当社は、旅行業法で規定された「受託営業所」(以下①②を併せて「当社」といいます。)にて当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。)に所定の事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。また第4項に定めた旅行契約成立前にお客様がお申込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額返します。

### 申込金(おひとり)

旅行代金の20%以上旅行代金まで

但し、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。またローンご利用の場合は異なります。

\*上表は「旅行代金」は第8項の「基準旅行代金」をいいます。  
(2)当社は、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず当社から予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社はお申込みはなかったものとして取扱います。

(3)「旅行申込書」にお客様のローマ字氏名をご記入される際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社は、お客様の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けています。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず当社から予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社はお申込みはなかったものとして取扱います。

## 3. 申込条件

- (1)20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は親権者の同意書とさせていただく場合があります。
- (2)a. 身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、c. 妊娠中の方、d. 辅助犬使用者のその他特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な限り合理的な範囲でこれに応じます。なお、この場合、利用機関等の求めにより医師の診断書を提出していただく場合があります。又、現地事情や運送・宿泊機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同行者や介助者の同行などを条件とさせていただく、お客様の同意の上、コースの一部内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。
- (3)特定のお客様層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (4)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
- (5)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件をお受けすることができます。
- (6)お客様のご都合により旅行の行程から離団される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。
- (7)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼす、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることができます。
- (8)その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

## 4. 旅行契約の成立時期と契約書面のお渡し

- (1)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第2項の申込金を受領した時に成立するものとします。
- (2)当社は本項(1)の定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。
- (3)当社は、旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は最終旅行日程表に記載するところによります。
- (4)当パンフレットの旅行代金未定のコースについては旅行代金確定後、正式に契約の締結をさせていただきます。
- (5)申込の段階、満席、満室その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社はお客様の承諾を得て、お客様に「ウェイティングのお客様」として登録し、お客様の申込みを受けられるよう努力することがあります。これを「ウェイティング登録」といいます。この場合でも当社は申込金相当額を申し受けます。ただし、「当社がお申込みを承諾する旨を通知する前にお客様よりウェイティング登録の解除のお申出があった場合」又は「お待ちいただける期間までに結果としてお申込みを承諾できなかった場合」は当社は該申込金相当額を払い戻しいたします。
- (6)本項(5)の場合で、ウェイティング登録にかかるコースの予約成立は、当社がお客様の申込みを承諾できる旨の通知を行ったときに成立するものとします。
- (7)お預りした「申込金相当額」は予約成立となった場合に申込金として取扱います。
- (8)当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下、「契約責任者」といいます。)を定めて申込んだ募集型企画旅行契約の締結について、以下の規定を適用します。

- (1)当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下、「構成員」といいます。)の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取扱いは、当該契約責任者との間で行います。
- (2)当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または債務について、何らの責任を負うものではありません。
- (3)当社は、契約責任者が団体・グループに同じくしない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者が契約責任者とみなします。

## 5. 通信契約により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

当社は、当社が掲載するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)により所定の伝票への「会員の署名なしで旅行代金のお支払いを受けることを条件に「電話・郵便・ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申込みをする場合があります。

①通信契約についても当社「旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に準拠します。

②本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

③通信契約の申込みに際し、会員は、申込みをしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期間」等を当社にお申し出いただきます。

④通信契約による旅行契約は、当社が申し込みを承諾する通知を発した時に成立します。ただし、当社が、e-mail等の電子承認通知による方法により通知する場合は、その通知の内容が到達した時に成立するものとします。

電話による申込みの場合は、申込みを当社が受託した時に成立するものとします。また、郵便・ファクシミリその他の通信手段による申込みの場合は、当社が契約の締結を承諾した旨の通知を発した時に成立するものとします。

⑤通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に從つて決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただぐ場合があります。

⑥当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なしで契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けています。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。

⑦携帯情報端末(スマートフォン等)ならびにインターネット等のIT連携情報通信技術を利用して旅行申し込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の内容に依て情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用的する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。

⑧会員の通信機器に前⑦にかかる記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用的する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

6. 確定書面(最終旅行日程表)

第4項(2)の契約書面を補完する書面として、当社は確定した旅行日程、航空機の便名及び宿泊ホテル名が記載された確定書面(最終旅行日程表)を選択も旅行開始の前日までにお渡しいたします。(原則として旅行開始の10日前から7日前にかけてはお渡しします)。この期間内に予約が年始年終やゴールデンウイーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始の際にお渡します。この場合でも旅行開始前の前日までにお渡しいたします。(ただし、旅行開始日の前日から起算して7日目に申込みがなされた場合には出発当日までにお渡しいたします)。お渡し方法には、郵送を含みます。又、お渡し前日まででもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

7. 旅行代金のお支払い期日

(1)旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって21日目に当たる日(以下「基準日」といいます。)よりも前にお支払いいただきます。

(2)基準日以降にお申込みされた場合は、申込時点または旅行開始前の指定日までにお支払いいただきます。

8. 基準旅行代金

「基準旅行代金」とは、募集広告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」に追加代金として表示した金額を加算し、「割引代金として表示した金額」を減額した代金をいいます。この基準旅行代金は、第2項の「申込金」、第15項の「(1)の取消料」、第16項(2)の「違約料」、および第24項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

9. 追加代金と割引き代金

(1)第8項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。)

①お一人部屋を使用する場合の追加代金

②パンフレット等で当社が「グレードアッププラン、シンデレラプラン等」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金

③「食事なしプラン」等を基本とする場合で「食事つきプラン」等を選択した場合の差額金

④パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金

⑤パンフレット等で当社が「C・Fクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する追加料金

⑥その他パンフレット等で「○○○○○追加代金」と称するもの(アーリーチェックイン追加代金や航空会社指定ご希望をお受けする旨パンフレット等に記載した場合の追加代金)。

(2)第8項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。)

①お一人部屋を使用する場合の割引代金

②パンフレット等で当社が「トリブル割引」と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した「1人あたりの割引代金

③その他パンフレット等で「△△△△△割引代金」と称するもの

10. ども代金と幼児代金

ども代金は、旅行開始日当日を基準に満2歳以上12歳未満のお子さまに適用されます。幼児代金は、旅行開始日当日を基準に、満2歳未満で航空座席を使用しない方に適用します。但し、利用航空会社により、旅行終了日当日が基準になる場合があります。その場合はパンフレットごとにその旨表示します。

11. 旅行代金に含まれるもの

(1)旅行代金に明示した航空、船旅、鉄道等利用交通機関の運賃・料金、尚、運賃・料金はコースにより等級が異なります。別途明示する場合を除きエコノミークラスとなります。

(2)旅行代金に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所の間)・旅行日程に明示した観光料(バス等の料金)・ガイド料金・入场料金等)

(3)旅行代金に明示した宿泊料金及び税金・サービス料金(2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。)

(4)旅行代金に明示した食事料金(機内食は除きます。)及び税金・サービス料金。

(5)お1人様につきスースケーズ等1個の受託手荷物運賃料金(航空機で運搬の場合お1人様20kg以内が原則ですが、クラス・方面によって異なりますので、詳しくは係員におたずねください。また一部の空港・駅・港・ホテルではポーターがない等の理由により、お客様ご自身で運搬していただく場合があります)。手荷物の運送は当該送達機関が行ない、当社が運送機関へ運送委託手続きを行なうものです。

(6)旅行代金に明示した食事料金(機内食は除きます。)及び税金・サービス料金。

(7)お1人様につきスースケーズ等1個の受託手荷物運賃料金(航空機で運搬の場合お1人様20kg以内が原則ですが、クラス・方面によって異なりますので、詳しくは係員におたずねください。また一部の空港・駅・港・ホテルではポーターがない等の理由により、お客様ご自身で運搬していただく場合があります)。

(8)旅行代金に明示した観光料(バス等の料金)・ガイド料金・入场料金等)

(9)旅行代金に明示した宿泊料金及び税金・サービス料金(2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。)

(10)旅行代金に明示した食事料金(機内食は除きます。)及び税金・サービス料金。

(11)超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数の超過分)

(12)クリーニング・電話料金・ホテルのボーナスメード等に対するチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸経費及びそれに伴う税・サービス料

## （3）傷害、疾病に関する医療費

(4)渡航手続料旅館経費(旅券印紙・証紙料金・査証料金・預付接種料金及び渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金等。)

(5)日本国内における、自家から発着空港までの交通費や宿泊費等

(6)日本国内の空港をを利用する場合の空港施設利用料

(7)日本国外の空港税・出国税及びこれに類する諸税

(8)希望者のみ参加されるオプショナルツアー(別途料金の小旅行)の料金

(9)お客様が個人的な内実、實物を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生による場合に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用

## 13. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与しない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るために改めて運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供を止めることを含むことを得るときは、お客様へお伝えいたします。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、更に変更することができます。

## 14. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約成立後であっても、次の場合は旅行代金を変更いたします。

(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。但し旅行代金を増額変更するときは旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より以前にお客様にその旨を通知します。

(2)当社は本項(1)の定める適用用語の解釈等に誤解がある場合は、本項(1)の定めるところに従います。

(3)第13項に基づく契約内容の変更により、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のために提供を受けなければならない旅行サービスに対して、取消料、運賃料その他の既に支払い又は、これから支払わなければならない費用を含みます。)の減少又は増加が生じる場合には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更する場合があります。(費用の増加が運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行なっているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことによる場合は除きます。)

(4)当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を通知します。

(5)当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金の10%5万円を上限

(6)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(7)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(8)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(9)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(10)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(11)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(12)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(13)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(14)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(15)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(16)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(17)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(18)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(19)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(20)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(21)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(22)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(23)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(24)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(25)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(26)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(27)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(28)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(29)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(30)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(31)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(32)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(33)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(34)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(35)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(36)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(37)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(38)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(39)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(40)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(41)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(42)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(43)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(44)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(45)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(46)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(47)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(48)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(49)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(50)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(51)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(52)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(53)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(54)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(55)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(56)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(57)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(58)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(59)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(60)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(61)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(62)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(63)当社は旅行代金の10%5万円を上限

(64)当社は旅行代金の10%5万円を上限

該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は当該旅行サービスに対して発生する取消料、違約料等を差しした金額を払い戻します。

#### 16. 当社の解約権・旅行開始前の解除

- (1)当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。  
①お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。  
②お客様が尊厳、必要な介助人の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。  
③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるそれがであると認められるとき。  
④お客様が契約内容に關し、合理的な範囲を超える負担を求めるとき。  
⑤お客様の人数が各コースに記載した最小催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の翌日から起算してさかのばって23日目(第15項(1)(イ)条(1)に規定する一ヶ月に旅行を開始するものについては33日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。  
⑥スキーを目的とする旅行における降雪量の不足の上に当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。  
⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。  
⑧上記⑦の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」という危険情報が出されたとき。但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行をお取消になられるときは、第15項(1)(イ)条に定める取消料が必要となります。

- (2)お客様が第7項に定める日程にて旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対し、第15項(1)に定める取消料に相当する額の遅約料をお支払いいただきます。また、本項(1)により旅行契約を解除したときは、既に受取している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻します。

#### 17. 当社の解約権・旅行開始後の解除

- (1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。  
①お客様が病気、必要な介助人の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。  
②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示の違反、これらの方又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。  
③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となつたとき。  
④上記③の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」という危険情報が出され、旅行の継続が不可能になつたとき。  
(2)当社が本項(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約關係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、契約を解除したためにその提供を受けられなかつた旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだ受けた提供を受けられない旅行サービスに係る部分の費用から当社が該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

#### 18. 旅行代金の払い戻し

- 当社は、第14条の規定により旅行代金が減額された場合又は第15、16、17項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始日前の解除による払い戻しにあっては解除の日の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に既に支払われた金額を払い戻します。ただし、第17項(1)において旅行契約が解除されたときは、旅行を中止したためにその提供を受けられなかつた旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の名目に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。

#### 19. 契約開始後の復路手配

- 当社は、第17項(1)(イ)の①又は③の規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

#### 20. 当社の指示

- お客様は、旅行開始後に旅行終了までの間ににおいて団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従つてください。

#### 21. 添乗員

- (1)添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。  
(2)添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するため必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。  
(3)添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終日程に表示いたします。

- (4)添乗員との他の者の業務は原則として8時から20時までとします。

#### 22. 当社の責任及び免責事項

- (1)当社は、旅行契約の履行に当たつて、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任ります。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があつたときに限ります。

- (2)例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害を被られても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。  
①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止  
②運送・宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害  
③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止  
④日本又は外國官公署の命令、外國の出入国規制又は伝染病による隔離、又はこれによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

- ⑤自由行動中の事故

- ⑥食中毒

- ⑦盗難

- ⑧運送・宿泊機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによつて生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮  
⑨その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは。

- (3)当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同号の規定にかかるわざわざ、発送発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して通知があつたときに限り、お客様1人につき15万円を限度(ただし、一個又は二つに二つに限り)の限度で、故意又は重大過失がある場合を除く。)として賠償します。

#### 23. 特別補償

- (1)当社は、第22項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外來の事故により生死、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款別途補償規程により、死亡

被償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度。ただし、一個又は二つに二つに限り)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日にについては、当該日にお客様が被った損害については補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

(2)当社が第22項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。

(3)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行オプショナルツアーのうち、当社が旅行企画・実施するものについては、主に募集型企画旅行契約の一部として取り扱います。

(4)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登山はん、ボブスレー、リュージュ、ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は(本項)の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

#### 24. 旅行保険

(1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の①、②、③に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から算起して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第22項(1)の規定に基づく責任が発生することが明かである場合には、この限りではありません。

①次に掲げる事由による変更の場合には、当社は変更補償金を支払いません。  
(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合には変更補償金を支払いません。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変

イ. 戰亂

ウ. 暴動

エ. 官公署の命令

オ. 久航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止  
カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

②第15項から第17項までの規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に対する変更

③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合で、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合には、当社は変更補償金を支払いません。

④当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名にに対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、第7項の「基準旅行代金」となります。

⑤当社が、本項(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約關係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、契約を解除したためにその提供を受けられなかつた旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだ受けた提供を受けられない旅行サービスに係る部分の費用から当社が該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

⑥当社は、個人情報の取扱いについて、個人情報を保護するための取扱い方針を定めています。この取扱い方針は、個人情報の取扱い方針を参照して下さい。

⑦当社は、個人情報の取扱い方針を遵守するため、個人情報を保護する方針を定めています。この方針は、個人情報の取扱い方針を参照して下さい。

⑧当社は、個人情報の取扱い方針を遵守するため、個人情報を保護する方針を定めています。この方針は、個人情報の取扱い方針を参照して下さい。

⑨当社は、個人情報の取扱い方針を遵守するため、個人情報を保護する方針を定めています。この方針は、個人情報の取扱い方針を参照して下さい。

⑩当社は、個人情報の取扱い方針を遵守するため、個人情報を保護する方針を定めています。この方針は、個人情報の取扱い方針を参照して下さい。

⑪当社は、個人情報の取扱い方針を遵守するため、個人情報を保護する方針を定めています。この方針は、個人情報の取扱い方針を参照して下さい。

⑫当社は、個人情報の取扱い方針を遵守するため、個人情報を保護する方針を定めています。この方針は、個人情報の取扱い方針を参照して下さい。

⑬当社は、個人情報の取扱い方針を遵守するため、個人情報を保護する方針を定めています。この方針は、個人情報の取扱い方針を参照して下さい。

⑭当社は、個人情報の取扱い方針を遵守するため、個人情報を保護する方針を定めています。この方針は、個人情報の取扱い方針を参照して下さい。

⑮当社は、個人情報の取扱い方針を遵守するため、個人情報を保護する方針を定めています。この方針は、個人情報の取扱い方針を参照して下さい。

⑯当社は、個人情報の取扱い方針を遵守するため、個人情報を保護する方針を定めています。この方針は、個人情報の取扱い方針を参照して下さい。

⑰当社は、個人情報の取扱い方針を遵守するため、個人情報を保護する方針を定めています。この方針は、個人情報の取扱い方針を参照して下さい。

⑱当社は、個人情報の取扱い方針を遵守するため、個人情報を保護する方針を定めています。この方針は、個人情報の取扱い方針を参照して下さい。

⑲当社は、個人情報の取扱い方針を遵守するため、個人情報を保護する方針を定めています。この方針は、個人情報の取扱い方針を参照して下さい。

⑳当社は、個人情報の取扱い方針を遵守するため、個人情報を保護する方針を定めています。この方針は、個人情報の取扱い方針を参照して下さい。

㉑当社は、個人情報の取扱い方針を遵守するため、個人情報を保護する方針を定めています。この方針は、個人情報の取扱い方針を参照して下さい。

㉒当社は、個人情報の取扱い方針を遵守するため、個人情報を保護する方針を定めています。この方針は、個人情報の取扱い方針を参照して下さい。

㉓当社は、個人情報の取扱い方針を遵守するため、個人情報を保護する方針を定めています。この方針は、個人情報の取扱い方針を参照して下さい。

㉔当社は、個人情報の取扱い方針を遵守するため、個人情報を保護する方針を定めています。この方針は、個人情報の取扱い方針を参照して下さい。

㉕当社は、個人情報の取扱い方針を遵守するため、個人情報を保護する方針を定めています。この方針は、個人情報の取扱い方針を参照して下さい。

㉖当社は、個人情報の取扱い方針を遵守するため、個人情報を保護する方針を定めています。この方針は、個人情報の取扱い方針を参照して下さい。

㉗当社は、個人情報の取扱い方針を遵守するため、個人情報を保護する方針を定めています。この方針は、個人情報の取扱い方針を参照して下さい。

㉘当社は、個人情報の取扱い方針を遵守するため、個人情報を保護する方針を定めています。この方針は、個人情報の取扱い方針を参照して下さい。

㉙当社は、個人情報の取扱い方針を遵守するため、個人情報を保護する方針を定めています。この方針は、個人情報の取扱い方針を参照して下さい。

㉚当社は、個人情報の取扱い方針を遵守するため、個人情報を保護する方針を定めています。この方針は、個人情報の取扱い方針を参照して下さい。

㉛当社は、個人情報の取扱い方針を遵守するため、個人情報を保護する方針を定めています。この方針は、個人情報の取扱い方針を参照して下さい。

㉜当社は、個人情報の取扱い方針を遵守するため、個人情報を保護する方針を定めています。この方針は、個人情報の取扱い方針を参照して下さい。

㉝当社は、個人情報の取扱い方針を遵守するため、個人情報を保護する方針を定めています。この方針は、個人情報の取扱い方針を参照して下さい。

㉞当社は、個人情報の取扱い方針を遵守するため、個人情報を保護する方針を定めています。この方針は、個人情報の取扱い方針を参照して下さい。

㉟当社は、個人情報の取扱い方針を遵守するため、個人情報を保護する方針を定めています。この方針は、個人情報の取扱い方針を参照して下さい。

</